

第2回 物部川流域住民の意見を聴く会 【香南市会場】

議事録

平成21年11月8日（日）

15:00～16:00

高知県立青少年センター

2階 青少年ホール

1. 開会

○司会 定刻となりましたので、はじめさせていただきます。

本日は、週末の大変お忙しい中、ご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより、第2回物部川流域住民の意見を聴く会【香南市会場】を開催させていただきます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、国土交通省高知河川国道事務所副所長の大家と申します。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。受付でお渡ししました資料をご覧ください。

- ・第2回物部川流域住民の意見を聴く会 議事次第
- ・「物部川流域住民の意見を聴く会」の開催にあたって
- ・物部川水系河川整備計画【修正素案】
- ・物部川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局および高知県の考え方について
- ・ニュースレター
- ・意見記入用紙

配布資料は以上でございます。

不足がございましたら、お近くの事務局までお申し付け下さいますようお願いいたします。

次に、参加者の皆様へお願いを申し上げます。本日の会は公開で開催されております。本日いただきましたご質問・ご意見につきましては速記録を作成いたしまして、後日、お名前を除いた形でホームページやニュースレターなどで公表いたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。携帯電話は電源を切ってくださいか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

次に、本日の会の進行について説明いたします。本日は、まず事務局より物部川水系河川整備計画【修正素案】などについてご説明をさせていただきます。その後、一旦休憩を

取りました後、皆様からご意見・ご質問をいただくこととしております。全体で2時間程度を予定しており、長時間ではございますがご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、後日あらたにご質問やご意見がございました場合には、本日お手元に配布させていただきましたニュースレターのハガキやメールなどにより、ご意見をお寄せいただきたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして会を進めさせていただきます。

開会にあたりまして、国土交通省高知河川国道事務所長の三戸よりごあいさつを申し上げます。

2. 挨拶

○三戸所長 国土交通省高知河川国道事務所長の三戸でございます。

日曜日の午後、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、午前は香美市さんのほうで、この住民の意見を聴く会を開催させていただきました。先週の金曜日には南国市さんのほうで開かせていただきましたし、先月末には学識者の委員会を開かせていただいております。

この意見を聴く会でございますけれども、第2クールを迎えております。第1クールにつきましては2月に開催させていただきました、会場での意見のほかメール等で非常に熱心なご意見をいただいたところでございます。意見の件数としては182件いただきまして、本日は、そのご意見の中で、全てをご紹介するのはなかなか時間の都合もございますので、皆様のいただいたご意見の中でも、非常に関心の深いところにつきましてご説明させていただくというふうなことにしております。本日、また、説明させていただく中身につきまして、ぜひ皆様のご意見をいただければというふうと考えております。

物部川につきまして、様々な皆様のご関心が高いようにいろんな問題がございます。より安全な、よりよい物部川にすべく、私どもも高知県のほうも協同して、また地域の自治体、また住民の皆様と手を取り合いながらよい川にしていきたいと考えております。ぜひ、ご意見等もいただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○司会 以後の議事進行につきましては、国土交通省高知河川国道事務所事業対策官の寺内のほうから行います。

3. 議事

1) 物部川流域住民の意見を聴く会の進行について

○事務局 皆様、こんにちは。

高知河川国道事務所事業対策官の寺内でございます。よろしく申し上げます。

それでは、最初に、物部川流域住民の意見を聴く会の進行についてご説明させていただきます。

きます。

お手元にお配りしております、『「物部川流域住民の意見を聴く会」の開催にあたって』という資料が1枚あるかと思っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。読み上げさせていただきます。

1. はじめに

「物部川流域住民の意見を聴く会」は、物部川水系河川整備計画の策定にあたり、物部川水系河川整備計画【修正素案】に対し関係住民の方々からご意見を聴くことを目的としまして国土交通省四国地方整備局及び高知県が開催します。

以後、物部川流域住民の意見を聴く会を“同会”と、そして参加者の皆様を“参加者”と称します。

2. 参加の方法

参加者は、原則として物部川流域の市（南国市・香南市・香美市）及び高知市に在住の方といたします。

3. 意見の表明

参加者は、時間の許す範囲内において同会の中で物部川水系河川整備計画に関する意見を表明することができます。

このとき、意見表明者の方は、お名前・お住まい（市町まで）をおっしゃった後に発言していただきたいと思っております。

なお、匿名希望の場合は、その旨表明したうえで、発言していただくことも可能です。

4. 他者の意見の尊重

参加者は、他の参加者の意見表明を尊重し、他の参加者の意見表明を妨げたり、誹謗中傷などを行わないようお願いいたします。

5. 進行秩序の確保

参加者は、同会を円滑に進めるため御協力をお願いいたします。又、会議の妨げとなるような行為は慎んでいただきたいと思っております。

なお、会議の秩序を乱したり、進行の妨げとなるような行為を行った場合には、事務局より退室をお願いすることがありますのでご理解をお願いいたします。

6. 個人情報の保護

個人情報保護の観点から、同会の運営・進行等で主催者が得た個人情報は、秘匿いたします。

7. 四国地方整備局及び高知県の責務

国土交通省四国地方整備局及び高知県は、同会の開催方針及び運営方針を決定し、開催及び運営の責任を持つものといたします。

国土交通省四国地方整備局及び高知県は、同会で表明された意見をとりまとめ、物部川水系河川整備計画策定にできる限り反映いたします。

事務局としまして、国土交通省四国地方整備局と高知県になっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして事務局より、物部川水系河川整備計画【修正素案】について説明をいたしますので、事務局よろしくお願ひいたします。

2) 物部川水系河川整備計画【修正素案】について

○事務局 どうも皆様、こんにちは。

国土交通省高知河川国道事務所副所長の白川と申します。よろしくお願ひします。

それでは、物部川水系河川整備計画【修正素案】につきまして、説明させていただきます。内容のご説明に際しましては、スクリーンのほうをご覧いただきたいと思ひます。

まず、河川整備計画づくりの流れといたしまして、平成 19 年 3 月 30 日に河川整備基本方針を策定いたしました。この基本方針を受けまして、河川整備計画を策定するため、平成 21 年 2 月 4 日に素案を発表させていただきます。その後、学識経験者の皆様方の会議でご意見をいただきました。また、流域住民の意見を聴く会を開催し、南国市・香南市・香美市におきまして流域住民の方々や関係 4 市の市長の皆様からご意見をいただいております。それから、インターネットやニュースレター等で、広くそのほかの方々からのご意見もいただきました。それらを受けまして、10 月 30 日に素案を修正した修正素案を発表させていただきます。その日に第 2 回目の学識者会議を開催いたしました。その後、11 月 6 日に住民の意見を聴く会【南国市会場】を開催しております。そして、本日は午前中に住民の意見を聴く会【香美市会場】をし、これから住民の意見を聴く会【香南市会場】の開催をさせていただきます。また、11 月 10 日には、関係市長の意見を聴く会を実施していきまして、整備計画の案を作つて最終的に整備計画を策定するというような流れになっております。

これまでの広報ということでニュースレターを 3 回出させていただきます。10 月 29 日には流域の住民の方々のお手元に届くように新聞の折込みもさせていただきます。また、河川整備計画の修正素案につきましては、ホームページでも公表しておりますし、高知河川国道事務所・出張所、また高知県、それから関係自治体でも閲覧できるように閲覧場所を設置しております。

2 月に行いました意見を聴く会の実施状況でございますけれども、学識者の皆様の会議としまして、2 月 10 日に行っております。そのときは、11 名の先生方のうち 10 名の先生にご出席いただいております。それから、住民の意見を聴く会としまして、2 月 14 日・15 日、それから 15 日、3 市でそれぞれ行っております。その後 2 月 18 日に関係市長のご意見も伺っております。

各会場でいただいたご意見の数でございますけれども、先生方からは 46 件のご意見いただいております。それから、流域住民の方々からは 45 件、関係市長の皆様からは 22 件の、合計 113 件のご意見を各会場でいただきました。それから、パブリックコメントという形

式で、ハガキやメール等で 69 件のご意見をいただいております。トータル 182 件のご意見をいただきました。私ども事務局のほうでご意見をそれぞれ分類しまして、大きく 6 つの分野に分類しております。1 つ目としまして、河川整備計画の全般にわたるご意見。2 つ目としまして、治水に関するご意見。3 つ目としまして、利水に関するご意見。4 つ目としまして、環境に関するご意見。5 つ目としまして、維持・管理に関するご意見。それから、6 つ目はその他ということで、182 件を 6 つに分類させていただきました。

それらのご意見につきましては、できる限り河川整備計画の修正素案に反映するということといたしまして、素案で既に記載しているご意見や反映できないご意見につきましては、その理由をお示ししております。それらの対応としまして、皆様のお手元にもお配りさせていただいております、『「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局および高知県の考え方について』というものにとりまとめて公表をいたしました。

本日は、それらのうち特にご意見が多かったテーマについてご説明させていただきます。

まず、河川整備計画全般でございますけども、ご意見としまして、

- ・整備計画にアクションプランや数値目標を持った年次計画・優先順位はないのか。

というご意見。また、

- ・中間目標や箇所、事業期間等を明示していないので、事業の検証・評価ができない。実行力のあるアクションプランが必要である。

そういうご意見をいただいております。

私どものほうの対応といたしまして、

- ・河川整備基本方針の治水整備の目標を達成するためには、整備に長い期間を要します。

従って、河川整備計画では、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況を総合的に勘案し、河川整備基本方針の目標に向け、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進めていくことを明確にいたしております。

整備計画修正素案の本文でございますけども、見え消しで表現させていただいておりますが、追加した部分は赤書き、それから削除した部分は 2 本線で消しておりますが、読み上げていきます。

物部川における洪水を安全に流下させるためには、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況を総合的に勘案し、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水による被害に対する安全性の向上を図ることとする。

特に、上流部の下の村地区においては、流下能力が著しく不足し、堤防が決壊した場合には、甚大な被害が想定されるため優先的に引堤による整備を進める。整備を進めるにあたっては、上流の河川改修による下流への洪水時の流量増によって被害を増大させないように、上下流のバランスを確保しつつ実施する。

また、堤防整備済箇所でも堤防の断面幅が不足する箇所については、堤防拡幅を実施する。

というふうな記載に修正させていただいております。

具体には、概ね 30 年という整備計画の期間の前半部分で、

- ・今世紀前半に発生するという可能性が非常に高い大規模地震・津波に対応するため、老朽化が著しかったり、強度不足であります、下流端右岸側の後川樋門を改築いたします。
- ・また、流下能力が著しく不足しております理由で堤防が決壊した場合に被害が最も甚大となります上流の右岸側にあります下の村地区の堤防の引堤を実施いたします。
- ・また、引堤することによりまして、下流側への過度の負担を生じさせないということで、河床掘削だとか堤防の弱いところの補強等を実施します。

それから、整備計画の後半部分でございますが、

- ・なお、それでも洪水の流下断面が不足しているというような箇所につきましては河道を掘削します。
- ・川の中で茶色く色付けしたような箇所の掘削、それから堤防を赤く色付けしておりますけれども、そういった箇所の堤防の断面幅の不足を解消するというような事業を実施していきます。

続きまして、上流域の森林整備というテーマでのご意見でございます。

- ・河川環境の整備や流量の確保は森林整備と一体で進める必要があります、関係団体との連携の枠組みを整備計画に設定する必要があります。
- ・川をよくするためには行政枠を超えて、森林を整備する必要があります。

というご意見に対しまして、

- ・河川管理者といたしましても、森林の機能は非常に重要と考えております。しかしながら、河川整備計画は河川法に則り、河川管理者が実施する施策を基本としておりまして、この中に森林整備は含まれていないということから、整備計画に森林整備を位置づけるということではできません。なお、関係機関と連携して実施しております「物部川濁水対策検討会」の中には、四国森林管理局とか高知県林業振興・環境部という、森林の管理者も入っておられますことから、これらの機関との連携を強化したいと考えております。

続きまして、治水に関する部分でございます。治水計画に必要なデータの取得についてというようなご意見もいただいております。ご意見といたしまして、

- ・洪水前後の比較だけではなく、CCTV等で洪水中のデータを取得し、河川構造物への影響を調査していく必要があるのではないか。

というご意見につきまして、

- ・洪水期間中の流れの状況といいますのは、洪水時の貴重なデータの1つでございます。そのため、調査検討をきっちり行い、有効なデータの取得に取り組んでいきたいと考えておりまして、右のページのような部分を追加・記載しております。

本文を読まさせていただきますと、

さらに、洪水の力による堤防・護岸等の河川構造物や河川環境への影響を調査するため、河川監視カメラ（CCTV）、光ファイバー等、既存の施設を活用し、洪水期間中の流れの状況に関する有効なデータの取得について検討する。

というふうに追加をさせていただきました。

続きまして、利水に関する事柄でございます。流水の機能の改善において目標とする流量の確保ということで、次のようなご意見をいただいております。

- ・統合堰下流の維持流量は0であり、アユ等が健全に生息できる流量を確保して欲しい。
- ・目標設定はかなり問題があり、河川整備基本方針のおよそ半分の1トンでは水中の生態系に打撃を与える。
- ・1トンを確保することは前進であるが、足りないのか、何年に一遍か見直す予定があるのか。

というふうなご意見でございます。

私どもの対応といたしては、

- ・物部川では、これまで正常流量は設定されていませんでしたが、平成19年3月に策定された物部川水系河川整備基本方針におきまして、正常流量が設定されました。しかしながら、現在の永瀬ダムの容量におきましては全てを満足することはできませんので、農業用水の負担が多くなるというような状況になります。また、正常流量を確保するためのダム容量の確保は、多大な費用と時間を要します。従いまして、河川整備計画では、永瀬ダムの運用を見直すことによりまして、段階的な目標流量を設定しました。この目標流量は、整備計画策定後、早期に操作規則上に位置づけまして、安定した流量として確保いたします。ただし、既設ダムの有効活用を図るとともに、今後とも関係機関、それから利水者とも連携いたしまして必要な流量の確保に努め、正常流量が確保できるよう、今後、目標流量の見直しを行うということを明確にいたしました。

河川整備計画では統合堰の下流におきましてアユの産卵期の10月16日から12月31日までは2.9トンということになっておりまして、整備計画ではこの部分は全量確保いたしております。また、それ以外の1月から10月15日までの期間につきましては、基本方針では1.86トンでございますけれども、それに対して少し少なめですけれども、1トンを確保すると明記させていただきました。

本文のほうには赤で、

現在の永瀬ダムの能力により最大限確保可能な流量として、

ということを追加させていただいております。

それから、一番下の行でございますが、

河川整備基本方針に定められた正常流量が確保できるよう、今後、見直していくものとする。

ということを追加させていただいております。

スクリーンには平成 19 年の統合堰下流の流量を水色のグラフで表しております。平成 19 年は渇水ということで非常に水が少なくなっております、この赤い線が 1 トン、それから 10 月 16 日からが 2.9 トンのラインをここに入れておりますけども、この赤い線よりも下回っているのが平成 19 年では 203 日ございましたが、1 トン、もしくは 2.9 トンを流すことによって、その 203 日が解消されるというようなことになっております。

ちなみに、スクリーンには平成 15 年から 18 年までの 4 年間を描いておりますけども、15 年、16 年とも豊水年で非常に流量が多かったということなのですけれども、19 年の渇水年でも 1 トンは最低確保するというふうに明確にしております。

続きまして、河川環境の整備と保全ということで、環境につきましては非常にご意見もたくさんいただいております、7 つのテーマで整理させていただいております。

まずは、濁水対策のご意見といたしまして、

- ・濁水の原因は山崩れであるため、森林整備のみでは対処できず、貯水池対策も含めて川の中の対策が重要。
- ・濁水の長期化は、整備計画で位置づけしにくいと思うが、流域管理の一貫として対策を記載して欲しい。

というようなご意見がありましたが、対応といたしまして、先ほども少し述べさせていただきましたが、

- ・今後とも継続して、「物部川濁水対策検討会」において関係機関と情報を共有しながら濁水発生の原因の究明を行っていきます。

併せまして、

- ・上流域からの土砂流出抑制のため、堆砂除去等の流域対策
- ・洪水後のダム貯水池の高濃度濁水を早期に排出するなど、貯水池対策

というようなことにつきましては、必要な対策を検討いたしまして、対策内容が具体化したものについては必要に応じて試験施工した上で、随時、実施していくということを明確にしております。

スクリーンの下のほうには、この物部川濁水対策検討会の枠組み・構成を書かせていただいております。その中には私ども国交省も入っておりますし、また、高知県の土木部、河川の担当部局、それから森林振興環境部、四国森林管理局などの森林の管理者も入っております。

- ・「物部川濁水対策検討会」において国、高知県と関係機関が今後ともということで、

- ・必要な流域対策および貯水池対策を検討し、実施に向けた取り組みを進める。

というふうに追記させていただいております。それから、最後の 2 行ですけども、

- ・なお、高知県では平成 21 年度より新規事業として、濁水発生の原因となる貯水池内の土砂撤去等の対策を実施していく予定である。

ということで、もう既に 21 年度で予算化されているということになっておりまして、具体

には、永瀬ダム上流側の佐岡というところ、それから安丸という箇所、貯水池の上流端付近にこの写真のように土砂が堆積しておりまして、こういった堆積した土砂の撤去3箇所で実施いたします。それから、来年度以降におきまして、貯水池内の流動化しております濁水の塊を早期に排出するための対策といたしまして、分画フェンスの設置などの取り組みも順次進めてまいる予定でございます。

次に、河川環境のあり方についてというようなテーマのご意見といたしまして、

- ・大きな目標の中に生物多様性のような、表に出る表現をぜひ書き込んで欲しい。
- ・昔の豊かな環境の再生、共存のできる整備をして欲しい。

というようなご意見でございます。

対応といたしまして、

- ・生物の多様性の確保は、河川整備計画の大きな目標の1つとして考えておりまして、明確となるよう記載を追記いたしました。また、河川環境の保全・再生における考え方としまして、現在の環境に課題があるものについては、対策を講じ再生に努めることとしています。現状の河川環境におきましては、水量不足や濁水の長期化など、大きな課題が多いことは認識しており、これらの課題に対しましては、現時点で最大限可能な限りの対策を立案しております。従いまして、必要な対策を実施することにより再生に努めることを明確にいたしております。

本文のほうですけれども、赤字で追加させていただいておりますが、

このため、多自然川づくりの理念に基づき、物部川の水量を確保し、レキ河原や清らかな流れ、良好な水際等の保全・再生を図ることにより、生物の多様性の維持や景観の保全・再生に配慮した、動植物を育む清流の流れる川づくりを目指す。

というふうに、修正をさせていただきました。

次に、樹林化対策のご意見といたしまして、

- ・樹林化により川固有の生物がいなくなり、外来種が増えるため、対策をすべき。

というご意見につきまして、

- ・外来種でありますナンキンハゼ、それから、生態系を乱す在来種ではありますけれどもアキニレが河道内で樹林化しておりまして、高知県内でも物部川だけに生息をしているというハマウツボやレキ河原に依存している動植物に影響を与えるというようなことから、これらの課題につきまして具体的に記載をしております。樹林化に対する対応といたしましては、樹林化した砂州をレキ河原へと再生していく取り組みにつきまして、今後、調査・研究しながら順次対策をしてまいります。さらに、今後、可能な範囲ではありますが、河道の維持管理におきまして、樹林化の拡大防止を目的といたしました伐開を実施していくことを明記いたしました。

本文のほうですけれども、そういう外来種や非常に増えている在来種を明記いたしました。

ヤナギ類等の高木林やアキニレ、外来種であるナンキンハゼ等の樹林の繁茂も多くの箇所で見られる。

というふうに明記をさせていただいた上で、

また、必要に応じて、学識経験者の意見も踏まえながら、外来種等の樹林化が進行している箇所において、拡大防止を目的とした伐開を実施することも検討する。

というふうに追加をさせていただいております。

次に、河川空間の利用のご意見といたしまして、

- ・物部川の河川敷は、親水的な、あるいはスポーツに親しむような場所として欲しい。

また、ちょっと逆のご意見ですが、

- ・高水敷は大雨が降ると流れてしまい、公園など無駄である。

というようなご意見でございますけれども、全国的に物部川の利用者数は、夏場の1km辺り而言いますと、約160数人で全国4位の利用者があるというような調査結果も出ております。

物部川は地域と一体となっております。深淵の親水テラスとか戸坂島地区の親水護岸、それから町田地区の高水敷、それから吉川桜つつみ等を整備しております。今後とも、整備の必要性を考慮した上で、地域の住民の方々が水辺に親しんで、より広く高水敷を利用できるような整備を実施していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。そういった対応で本文のほうには少し追記させていただいております。

交通の便が良く、散策や夏期の水遊びなど年間を通じて河川空間利用が多いことや遊漁等による水際利用が盛んであること、地域住民の物部川への関心が高いことなどから、自治体や地域住民と連携して物部川の空間的特色や歴史的特色等を活かし、人々が水際に親しみ、より広く高水敷を利用できるよう、河川整備を実施する。

というように修正をさせていただきました。

続きまして、河床のモニタリングということで、

- ・粒径をしっかりと管理して欲しい。

というご意見。また、

- ・水温が物部川としてどうあるべきかにも着目して調査して欲しい。

というご意見をいただきました。

いわゆるアユ等の生態にも絡んでくるご意見だと認識しておりますけれども、対応といたしまして、

- ・環境整備の実施内容として、変化に富んだ河床形態の形成に努めますので、粒径の観点も考慮して、河床をモニタリングしていきます。また、水温につきましては、着目すべき指標と認識しております。調査対象として追加しました。

ということで、本文のほうでは水温という項目を追加させていただきました。

続きまして、魚道の機能確保のご意見としまして、

- ・1月から10月15日までの1トンという流量でございますけれども、この1トンだけでは統合堰の魚道を水が流れないのではないか。確保の方法が示されていない。

というご意見。それから、

・統合堰の魚道は常に水がなく、構造もアユが遡上しにくいものであり、改築すべき。
というようなご意見をいただいております。

対応としまして、

- ・統合堰の魚道につきましては、河川整備計画でまず1トン、また10月16日以降は2.9トンという水をまず確保した上で、魚道の状況、水がどれだけのってるかというふうなことは、その後モニタリングを実施したいと考えております。これらの結果を踏まえまして、関係機関と協議の上、統合堰、合同堰は農業の堰ということで許可工作物になっておりますけれども、そういう設置者などとの協議の上、必要に応じまして魚類の遡上・降下等の機能の確保を図ってまいりたいと考えております。

本文のほうには、赤字で追加させていただいておりますけれども、

魚類等の移動経路の確保に配慮する必要がある。このため、国と関係機関が連携して、河川整備計画で流量を確保した後において、物部川に生息する魚類、底生動物の生息状況、深淵床止めおよび統合堰、合同堰の魚道の状況についてモニタリングを実施する。

に修正をさせていただきました。

次に、外来種対策で、

- ・特定外来生物であるオオキンケイギクが最近増えており、対策すべき。

というようなご意見をいただきました。

対応としまして、このオオキンケイギク、それからオオフサモというのが確認されておりました、この下流のほうにオオフサモがあります。この付近にオオキンケイギク、それから上流部分にもオオキンケイギクが確認されておりますけれども、在来種の生息・生育・繁殖環境の保全に努める必要があるというようなことで、堤防除草を実施する際には、今後とも適切に、駆除や除草後の草刈・種子の処理を実施してまいります。また、今後、可能な範囲ではありますけれども、特定外来生物の生息地・生育地の拡大防止のための駆除を実施していくということも考えておりました、本文には次のように記載をしております。

物部川下流部では河川水辺の国勢調査において、特定外来生物であるオオキンケイギク、オオフサモ等が確認されているため、これらの生息・生育地の拡大防止のための駆除等、必要に応じて適切な対応を実施する。

に追加させていただきました。

次に、維持・管理に関する項目でございます。3点ほどございました。

1点目は、河口閉塞対策で、

- ・河口閉塞に対しては維持開削だけではなく、抜本的対策が必要である。

というようなご意見をいただきました。

対応としまして、河口閉塞に対しては、今後とも定期的な河川巡視や河川監視カメラによる監視を行い、必要に応じて河口砂州の開削を実施します。河口閉塞の抜本的対策につきましては、波浪の影響が非常に強いということから、流量を確保することのみで

の対応では困難な状況でございます。従いまして、現在は維持管理上の工夫として、閉塞しにくい開削方法を調査しておりまして、今後とも検討をしております。また、抜本的な対策案につきましても、今後、実現に向けた調査・研究を進めることを明確にいたしました。

ちなみに、平成 19 年は渇水年で非常に流量が少なく、私ども河川管理者のほうで 99 回の河口の開削を行いました。逆に、平成 16 年は非常に豊水年で水が多く、河口開削は 1 回しかしてないというような状況でございます。

本文のほうには、

特に、河口閉塞の抜本的対策については、具体的な対策案による効果、および土砂の移動や塩分濃度の変化による河口域・沿岸域の環境等への影響について、調査・研究を進める。

という部分を追加させていただきました。

続きまして、防災情報の充実というテーマでございます。

・堤防決壊時のソフト対策として、住民等との情報共有・伝達体制の充実が必要である。というご意見をいただきました。まさにごもっともなご意見と思っております。

対応としまして、重要水防箇所や浸水想定区域の公表などのほか、関係機関や地域住民との情報伝達の体制、それから共有体制という整備を進め、今後とも被害をできるだけ軽減するための体制の一層の強化を図ることとしておりまして、情報提供や情報共有の内容を明確にいたしました。なお、ハザードマップにつきましては、今現在では、南国・香美・香南の 3 市それぞれが作成されて公表しております。

本文のほうにも赤字で 2 行目あたり、

迅速かつ的確に雨量や水位等の河川情報等を収集し、

ということで、具体的に書かしていただいております。また、

河川情報や河川監視カメラ（CCTV）映像、洪水予報等の情報提供に努め、

ということを追加させていただきますとともに、

関係機関や地域住民への情報提供の迅速化を図る。

という部分を追加させていただきました。

続きまして、永瀬ダムの堆砂対策としまして、

・維持流量を設定されたが、農業用水の確保が心配されるため、堆砂対策によりダムの貯水量を確保する必要があるのでは。というご意見をいただきました。

対応としまして、ダムは土砂を貯める容量、いわゆる堆砂容量というのを建設時から確保しておりまして、土砂が貯まっても、その堆砂容量の部分には土砂が貯まっても支障がないという計画になってございますが、永瀬ダムでは現在、計画に対して約 9 割の堆砂となっております。今後も堆砂が進行しますと、利水容量とか治水容量に影響が出てくるというようなことから、貯水池の土砂の浚渫とか、また昭和 59 年に設置されました佐岡の

貯砂ダムというのがダムの上流にございまして、そういったものから堆砂の抑制とか除去に努めてまいっていきます。今後とも、貯砂ダム等による堆砂の抑制、それから堆砂の除去を実施しまして、最低限での現時点のダムの容量の維持、これ以上容量が減らないというようにすることに努めることを明確にいたしております。

本文でございますけども、

永瀬ダム貯水池の本川流入部付近の佐岡貯砂ダム等で土砂の除去を実施し、現時点のダム容量の維持に努める。

というふうに修正をさせていただきました。

最後になりますが、素案の段階で、この後川支川の新秋田川の整備ということで、附図のほうに記載させていただいております。今年の2月時点で整備をしておりましたが、この新秋田川の整備につきましては、平成22年2月に事業が終了して、河川改修が完了する予定でございますので、新秋田川につきましては削除をさせていただきました。

以上が、物部川水系河川整備計画【修正素案】についてのご説明でございます。

○事務局 ただいま事務局より、今年の2月期に行いました説明会等で出ました意見をもとに、修正しました修正案を説明させていただきました。

3) 物部川水系河川整備計画【修正素案】についての質問と意見

○事務局 引き続き、先月、約1週間前に10月30日に開催しました、第2回目の学識者会議におきまして、各先生方から貴重な意見をもらっております。それにつきまして、事務局のほうから紹介をお願いいたします。

○事務局 こんにちは。高知河川国道事務所調査課長の森と申します。よろしく申し上げます。

それでは、10月30日に物部川流域学識者会議で委員の皆様からいただきました主な意見を紹介させていただきます。

まず、河川整備計画全般について、4点ございました。

1点目は、整備計画の30年は長い。10年スパンで進捗等の検証が必要ではないか。またこれを公表することにより実効性が上がるのではないか。

2点目は、河川整備計画にアクションプランや年次計画は必要である。

3点目は、フォローアップを実施し、具体的な動きや経過を公表してはどうか。

4点目は、環境面についての年次計画が触れられていない。

次に、河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持について、5点ございました。

1点目は、維持流量について整備計画では1トンとなっている。秋のアユの産卵期には配慮されて2.9トンとなっているが、遡上期の2月から3月も大切であり、利水の関係もあるが整備方針の目標流量1.86にもっていける工夫をして欲しい。

2点目は、1トンの算出根拠の提示が必要である。

3点目は、維持流量をいつ実現するのか記載されていない。早期に確保する方向で記載して欲しい。また、最低10年に1回程度は見直しをして欲しい。

4点目は、1トンの流し方について、魚道に流すのか、現状はそのままにして越流させるのか、この中に盛り込むのは難しいと思うが明らかにして欲しい。

5点目は、利水について特に競合する部分もあり、お互いに促進するためにも文書に書き込む必要がある。

次に、河川環境の整備と保全について、3点ございました。

1点目は、水際環境の保全について、これから堤防の工事がはじまると思うが、水際環境の保全を行うときには工事の時期について生態系に配慮し、生態系への影響がある時期を避けるため、専門家の意見を聴きながら進めて欲しい。

2点目は、維持・管理について、永瀬ダムの堆砂問題に関わる事項として、ダムの上流域では除去された土砂を骨材として活用するようになってきているが下流はどうするのか。モニタリングをするという段階ではないのではないか。

3点目は、河川環境の整備と保全全般について、清流保全の検討会も最近立ち上がり、作業部会もできている。そこの連携等についての文言も濁水協議会同様に加えて欲しい。

最後に、その他でございます。

治水について、河川の維持を含め河床についてどのように管理していくのか。河床管理について目安がないと、今後、深堀が進行したり川をいろいろと整備をしていく中で判断に迷うことになるのではないか、というご意見がございました。

以上でございます

○事務局 ただいま事務局より先だって開催しました、第2回物部川流域学識者会議における各委員の皆様からのご意見等を紹介させていただきました。

これからは、皆様よりご意見・ご質問等をいただきたいと思いますが、その前にお願いがございます。

まず、発言する方は挙手をお願いいたします。係りの者がマイクを持ってまいります。可能であれば先に住所・氏名をおっしゃっていただいて発言をお願いいたします。また、匿名でも結構です。

マイクを通じて速記録を取っておりますので、できるだけマイクを通じての発言にご協力をお願いします。

また、ホームページやニュースレター等にご意見を公表する際には、お名前を除いた形で公表するようにいたしております。

それでは、ご意見・ご質問・感想、何でも結構ですので、意見等があります方は手を挙げていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

ございませんでしょうか。感想でも、何でもかまいません。

はい。ないようでしたら、また後で司会のほうからご案内があるかと思っておりますけれど、

意見箱とかニュースレター等々でもかまいませんので、また、意見等があればそれにて提出していただければと思います。

皆様のご協力もちまして、速やかにここまで議事が進行してまいりました。ありがとうございました。

それでは、司会にバトンタッチしますので、よろしく願いいたします。

4. 閉会

○司会 本日は、長時間にわたりましてありがとうございました。

この場ではご意見なかったのですが、ご意見・ご質問等につきましては、本会議場の後のほうに準備しております意見回収箱、あるいは、ニュースレターにありますハガキをご利用いただいてご投函いただきますので、よろしく願いします。

以上をもちまして、第2回物部川流域住民の意見を聴く会香南市会場を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。